

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇規則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則
- ◇告示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 保安林の指定
- 保安林の指定の解除
- 保安林の指定予定
- 保安林の指定の解除予定(十三件)
- 開発行為に関する工事の完了(三件)
- 基本測量の実施
- 土地収用法による土地の立入り(二件)
- 農業改良普及員資格試験等の実施

## 規則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第三十五号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 港湾運送事業離職者

第四条第二項第一号中「二千八百四十円」を「二千九百十円」に改め、同項第二号及び同条第三項中「二千五百四十円」を「二千六百元」に改める。

第六条第六項中「一万九千元」を「二万円」に改め、同項第二号中「二千六十円」を「二千三百四十円」に、「四千二百三十円」を「四千五百円」に、「五千七百六十円」を「六千二百十円」に改める。

第七条第二項中「九千二百円」を「九千五百円」に改める。

### 附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

3 改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて昭和六十年四月一日以降の分として支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

### 告 示

#### 鳥取県告示第六百二十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名 大山寺田中外科 医院	所 在 地 西伯郡大山町大山四五―七	申出の受理の年月日 昭和六十年五月一日
--------------------------	-----------------------	------------------------

#### 鳥取県告示第六百二十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名 大山寺田中外科 医院	所 在 地 西伯郡大山町大山四五―七	申出の都 道府県名 全国	申出の受理の年 月日 昭和六十年五月 一日
--------------------------	-----------------------	--------------------	--------------------------------

#### 鳥取県告示第六百二十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十二條の規定により告示する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
菅村内科医院	米子市東福原二四八一	昭和六十年五月二十八日
川田内科医院	米子市上福原一八四八一	〃

鳥取県告示第六百二十四号

青谷町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業縮見地区農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十年六月五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
青谷町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、気高町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業瑞穂南部地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十年五月二十九日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林の所在場所  
東伯郡東郷町大字白石字鉢伏山一の二・大字川上字式ノ畑谷三〇二の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的  
公衆の保健
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び東郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字安田九の一、九の三、九の四

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百二十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字雨滝字小杉谷七八九の一、二、七八九の一三、七八九の二六から二八まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字大谷字若杉一七八の六、一七八の八一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (2) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市松上字倉見谷九四一の五五(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字江波字奥ノ谷一〇四八の一・一〇四八の四八(以上

二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字栃原字焼山奥三六七・字瀧ノ下モ三七八（以上二筆  
について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西字塚字北谷南谷七五七の三八（次の図に示す部分  
に限る。）、七五七の一二六、七五七の一二八

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字字波字波山（国有林。次の図に示す部分に限る。）、  
字宇津ノ小谷一〇一八（次の図に示す部分に限る。）、気高郡鹿野町大  
字河内字本谷・字佐谷（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字根安字官田口五二五の二・五二五の二三から五二五の二五まで・五二五の二七・五二五の三〇(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市耳字池谷(国有林。次の図に示す部分に限る。)、広瀬字ハンザケ一二三六の九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字津呂古屋四七六第一・関金町大字関金宿字大坂谷二一五六・二二五七・字本池谷二一五八（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字大坂谷二一五六・二二五七・字本池谷二一五八（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年四月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字今西字鷹巣谷一三三二の二・字平畑一三三四・一三三五・字大河トチ一三三六・一三三七の二・一三三七の三・字澤谷一三三八から一三四〇まで（以上九筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）



鳥取県告示第六百三十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字上中谷菅ノ塔山三二九・字栗木田下モ三五四（以  
上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百四十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字下モ向山三四九の六（国有林）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字下モ向山三四九の一〇・三四九の一（  
以上二筆国有林）

2 保安林として指定された目的

なだれの危険防止

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第六百四十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字篠谷山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百四十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年四月二十三日 鳥取県指令受米土維八第二百三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢九

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二一九三

宮永達夫

鳥取県告示第六百四十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年十二月十四日 鳥取県指令受都計第三十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市河崎字大 waterfall 及び両三柳字三保向ヒ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市明治町八四

大山産業株式会社

代表取締役 松本 豊

米子市尾高町四七

永瀬石油株式会社

代表取締役 永瀬正治

鳥取県告示第六百四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年十月二十五日 鳥取県指令受米土維八第七百三十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市外江町字西原灘

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市上道町一六〇〇

境港市長 安田貞栄

鳥取県告示第六百四十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（精密測地網一次基準点測量）

二 作業期間 昭和六十年六月一日から昭和六十一年三月十五日まで

三 作業地域 八頭郡船岡町及び河原町並びに若美郡福部村及び国府町

鳥取県告示第六百四十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

つく米線ルート変更工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡若桜町大字若桜、大字屋堂羅及び大字赤松地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和六十年六月四日から同年十二月三十一日まで

鳥取県告示第六百四十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年六月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称  
中国電力株式会社
- 二 事業の種類  
特別高圧送電線浦富線高鉄塔化工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域  
鳥取市吉成、宮長及び大覚寺地内
- 四 立ち入ろうとする期間  
昭和六十年六月四日から昭和六十一年三月三十一日まで

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和60年6月4日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験期日  
昭和60年9月3日（火）から同月5日（金）まで
- 2 試験場所  
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 3 受験資格

- 4 試験方法  
条例第3条による。
- 5 受験願書の受付期間  
昭和60年7月1日（月）から同月20日（土）まで
- 6 受験願書等の提出先  
鳥取県農林水産部農業改良課
- 7 その他  
試験についての詳細は、鳥取県農林水産部農業改良課（電話0857—26—7274）に照会すること。